

## 高知海岸保全フォローアップ委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「高知海岸保全フォローアップ委員会」(以下「委員会」)という。

(目的)

第2条 委員会は、高知海岸直轄海岸保全施設整備事業の進捗に伴う、ヘッドランド、人工リーフの改良等の海岸保全施設の施設構造及び効果検証等について、技術的に分析、評価することを目的とする。

(審議内容)

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 全体計画
- 二 海岸保全施設の構造
- 三 事業の影響予測
- 四 事業効果の検証
- 五 その他委員会で必要と認めた事項

(構成)

第4条 委員会は、別表－1に掲げる委員により構成する。

(委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長を置くものとする。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会の議長となる。

(会議)

第6条 委員会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は高知河川国道事務所において行う。

(情報公開)

第8条 委員会は公開するとともに、議事要旨については公表する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、事務局が委員会に諮って決定する。

(付則)

この規約は平成30年12月25日から施行する。

令和2年2月26日改定(委員追加変更に伴う改定)

※敬称略

高知海岸保全フォローアップ委員会 第4条の委員	
所 属	氏 名
高知工科大学 学長	磯部 雅彦
高知工科大学 システム工学群 教授	佐藤 慎司
鳥取大学 大学院工学研究科 社会基盤工学専攻 教授	黒岩 正光
大阪大学 大学院工学研究科 地球総合工学専攻 准教授	荒木 進歩
国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	加藤 史訓
国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 保全課 海岸室 海洋開発企画官	舛田 直樹
高知県 土木部長	村田 重雄
国土交通省 四国地方整備局 河川部長	佐々木 淑充
国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所長	久保 宜之

令和2年2月現在